



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

香川支部保険料率のご案内

令和7年度の協会けんぽ香川支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

健康保険料率

令和7年2月分
(3月納付分まで)

10.33%



令和7年3月分
(4月納付分から)

10.21%

介護保険料率

令和7年2月分
(3月納付分まで)

1.60%

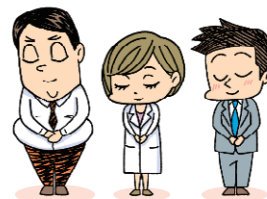


令和7年3月分
(4月納付分から)

1.59%



保険料額表は協会けんぽHPより
ご確認ください。



健康づくりに取り組んで、保険料率の上昇を抑えましょう! 令和5年度インセンティブ制度の結果

インセンティブ制度とは?

都道府県支部ごとに加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組を評価し、上位15支部に対してインセンティブ(報奨金)の付与を行い、2年後の「健康保険料率」に反映させる制度です。

香川支部の令和5年度総合順位は、34位でした。

インセンティブ制度の5つの項目

健診実施率アップ

特定保健指導実施率アップ

特定保健指導対象者の減少

受診勧奨を受けた方の医療機関受診率アップ

ジェネリック医薬品の使用割合増加

協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう!

任意継続ご加入の手続きの流れ

退職後は「協会けんぽの任意継続保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険の被扶養者」の3つの健康保険から選択して加入する必要があります。下記では、「協会けんぽの任意継続保険」のご加入についてご案内します。

●被保険者(ご本人)

事業所へ	(お手元にお持ちの場合)保険証を返却
協会けんぽへ	「任意継続被保険者資格取得申出書」を退職後 20日以内 に提出(郵送の場合必着)

●事業所

日本年金機構へ	資格喪失届に保険証を添付のうえ、資格喪失日から 5日以内 に提出
---------	---



●日本年金機構

資格喪失届の処理

●協会けんぽ

申出書の審査と日本年金機構での資格喪失届の処理が両方完了した後に、 「資格情報のお知らせ」(必要な場合、併せて「資格確認書」)を発行

※「任意継続被保険者資格取得申出書」に退職証明書等を添付されている場合は、日本年金機構からの資格喪失処理を待たずに、任意継続の「資格情報のお知らせ」等の発行が可能です。

新たに健康保険に加入される場合の注意点

必要に応じて限度額適用認定証、特定疾病療養受療証のお手続きをお願いします。
(加入前に上記認定証(受療証)の交付を受けていた方など。)

健康づくりオンラインセミナーをYouTubeで配信中です!

事業所内での健康づくりに役立つ情報をYouTubeにて配信しています。2つの事業所をお招きして、職場の健康づくり取組事例などを紹介しています。**令和7年2月17日(月)から4月30日(水)まで限定配信中**です。これから健康づくりを始めるきっかけとなるような内容ですので、ぜひご覧ください。動画は右の二次元コードを読み取ってご覧ください。



健康保険委員にご登録いただきますと、今後もお役立ち情報をお知らせいたしますので、ぜひご登録ください。

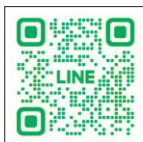
▼健康保険委員の登録方法▼

協会けんぽ香川支部ホームページより「健康保険委員登録申込書」をダウンロードいただき、FAXまたは郵送で香川支部あてにお送りください。

用紙のダウンロードは
下の「健康保険委員(香川)」から



友達募集中!



香川支部
ホームページトップ



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

